## 水 道 Ŧ 夕

- 水道・公共下水道に関する意見交換会や施設見学会 への参加、レポート提出など
- 象 市内に住み、市の水道か公共下水道を利用している 20歳以上の人(2回以上経験した人を除く) ※託児あり
- **期** 4月1日から1年間 **◇人 員** 30人(超えたら抽選) 電話かはがき、ファクス、Eメールで住所、氏名、 年齢、性別、電話番号、応募理由を2月29日(消印有効)まで に〒890-8585鴨池新町1-10**水道局経営管理課213-8507(FAX** 252-6728、Eメールs-keka20@city.kagoshima.lg.jp)へ

# かごしま環境未来館登録団体

地域や職場、学校などで環境に関する活動に取り組む団体を 募集します

- ◇対 象 市内に住むか通勤・通学する5人以上で構成され、 定期的な活動を行う団体 ※提出書類や詳しい要件あり
- ◇登録すると環境未来館の施設使用料が一部免除されるほか、同 ※年度ごとに更新申請が必要 館で活動報告などができます
- 2月29日(必着) ◇申込期限
- ◇詳しくは**環境協働課**806-6666へ

# •••市民相 談 (無料) ■ ■ ■

- ●市政相談(市政に関する要望・意見など) 市民相談センター216-1205と各支所
- -**般相談** 多重債務、相続、離婚など 市民相談センターと各支所(東桜島支所を除く) 8時30分~12時、13時~17時15分(市民相談センターのみ市 民相談員対応 9 時~12時、13時~16時)
- ●法律相談(予約制) 市民相談センターと谷山支所

事前に面談による一般相談を受けて、法律相談が必要な人が

- ●交通事故相談 ●雇用相談
- 市民相談センター 9 時~12時、13時~15時45分

|   | <b>一</b> 台性们议 |   |           |          |                     |
|---|---------------|---|-----------|----------|---------------------|
| 月 | 日             | 曜 | 相談名       | 場所       | 時間                  |
|   |               | 水 | 行政関係申請手続き | 市民相談センター | 13時~16時             |
|   | 11            |   | 花 と 緑     |          |                     |
|   |               |   | 税 務・ 登 記  | 谷山支所     |                     |
|   | 12            | 木 | 税 務・ 登 記  | 市民相談センター |                     |
|   |               |   | 人 権       | 吉野支所     |                     |
| 1 | 18            | 水 | 不動産鑑定     | 市民相談センター |                     |
|   |               |   | 税務・登記※    | 吉野支所     |                     |
|   | 19            | 木 | 建築        | 市民相談センター |                     |
|   |               |   | 人 権       | 谷山支所     |                     |
|   |               |   | 税 務・ 登 記  | 伊敷支所     |                     |
|   | 20            | 金 | 人 権       | 伊敷支所     |                     |
|   | 1             | 水 | 行政関係申請手続き | 市民相談センター |                     |
| 2 | 2             | 木 | 人 権       | 市民相談センター |                     |
|   | 6             | 月 | 人 権       | 郡山支所     | 10時~15時             |
|   | 8             | 水 | 花 と 緑     | 市民相談センター | ·<br>· 13時~16時<br>· |
|   |               |   | 登 記       | 谷山支所     |                     |
|   | 9             | 木 | 登 記       | 市民相談センター |                     |
|   |               |   | 人 権       | 吉野支所     |                     |

【サンサンコールかごしま 099-808-3333】

市税の申告・納付・手続き

※調査・測量に関する相談を除く

■給与支払報告書の提出は1月31日(火)まで

昨年中に1人分でも給料や賃金などを支払った事業所は、給与支払報告書を提出 してください。

象 昨年中に給料や賃金などの支払いを受け、今月↑日現在、市内に住んでいる人(パート・アルバイト・中途退職者を含む)

【市民税課 216-1176、各支所の税務課(係)】

■償却資産の申告は1月31日(火)まで

- 対 象 事業を行っている個人・法人で、今月1日現在、市内に償却資産(構築物、機械・装置、船舶、車両・運搬具、工具、器具、備品など土地・家屋以外の事業 用資産を持っている人
- ◇詳しくは**資産税課**216-1187、**谷山支所税務課**269-8423へ

- ■単車・軽自動車の廃車届や名義変更 ◇軽自動車税は、毎年4月1日現在の単車軽自動車の所有者に課税されます
- ◇次のようなとき、廃車届などの手続きをしないと、いつまでも持ち主に税金がか かります ①使用不能の単車・軽自動車をそのままにしている、②ナンバープ レートをつけたまま廃棄処分した、③譲渡したが名義を変更していない、④盗難 にあった
- ◇一定の要件に該当する障害者の課税免除制度については市民税課、各支所の税務 課係入

| 車 種      | 于 続 場 所   | 必 要 な も の                              |
|----------|-----------|--|
| 原動機付自転車  | 市民税課216-  | ①印鑑、②車名・車台番号・排気量③ナン                    |
| ミニカー     | 1172、各支所の | バープレート ※名義変更のときは①②と                    |
| 小型特殊自動車  | 税務課(係)    | 新所有者の印鑑、ナンバープレート                       |
| 軽二輪、軽三輪  | ◇詳しくは軽二軸  | 輪・軽三輪・軽四輪は <b>軽自動車協会2</b> 61-4011、     |
| 軽四輪、自動二輪 | 自動二輪は九州   | 12  12  13  13  13  13  13  13  13  13 |

効)までに〒 所 意見の提出方法 ファクス、 氏名、 1月25日(消印 E メー 電話番号を添 ・ルで住 0 0 5 有

参画推進課

下町

lg.jp)<

ジなど 域公民館、 希望者には資料を郵送し 郵送か

各支所、 希望者には資料を郵 ホームページなど 送

1 月 31 E メー 電話番号を添 -ルで住 か

えて、 意見の提出方法 所、氏名、 ファクス、 )までに〒892 11 日(消印有 交通政策 8 6 7

◇素案の公表場所 取り組むための基本構想を 動できる交通環境の整備に 策定します。 策課、市政情報コー れもが安全・ 地域公民館、 快適に移 交通政 ナー、 市

報コーナー、

各支所、

地

市ホー

ムペー

素案の公表場所 )を策定します。

サ

エールかごしま、

市政情

※希望者には資料を郵送 意見の提出方法 各支所、地域公民 ホームページなど 郵送か 館

効)までに〒892 所、氏名、電話番号を添 ファクス、Eメー 1 9 6 2 FAX 222 8 山下町6 1月25日(消印有 E メー 文化課 0 8 1 ルで住

えて、

■扶養控除の見直し

227 6

①16歳未満の年少扶養親族に係る扶養 控除(33万円)の廃止

※年少扶養親族が障害者のときは今ま でとおり障害者控除は適用となります

- ②16歳~19歳未満の特定扶養親族に係 る扶養控除が45万円から33万円に変 更
- ◇19歳以上の扶養控除は変更ありませ

go.jp/)か鹿児島税務署 h (円) **45万** 45万→33万 38万 33万→0 33万 成年 扶養 扶養控除額 扶養 扶養 扶養控除 控除 控除 【縮小】 控除 (廃止) 16~18 19~22 23~69 扶養親族の年齢(歳) 0~15 70~

リプラン(仮 文化薫る地域の魅力づく

収入の合計金額が40 が不要になりました日金所得者の確定申告 公的年金などの

;詳しくは**国税庁ホー** 得金額が20万円以下の人 どに係る雑所得以外の所 万円以下で、 公的年金な 厶 0 町

に向け、

平成24年~33年度

IJ

基本構想

◇素案の公表場

所

文

http://www.nta

市政情報コー

ナー

定します。

鹿児島市新交通バリ

アフ

りを進めるための計画を策

元気な地域づくり・人づく

能などの文化振興を通じた

美 術、

地域伝統芸

男女共同参画社会の実現

第2次鹿児島市男女共同

ロメール danjyo05@city

kagoshima.lg.jp) <

0

937

意

見

ブリックコメント手続き

あなたの意見をおきかせください

画(DV対策基本計画を含 までの取り組みに関する計

> 詳しくは市民税課 をした人

■少額の寄附をした人も 部に2000 募金会・日本赤十字社支 対 税額が控除されます '村やお住まいの県共同 都道府県・市区 円以上寄附

【市民税課 税制改正 216 の主な 内

173~1176**]** 容

# 所得税や市・県民税申告の社会保険料控除の対象になります

詳しくは**市ホームページ**をご覧になるか、**各担当課**へ

■国民健康保険税【国民健康保険課 216-1230】

◇平成23年分の納付済額を記載した「納付済額のお知らせ」 を今月下旬に郵送します

■国民年金保険料

【控除証明書専用ダイヤル(3月15日まで)0570-070-117】

◇日本年金機構から郵送された控除証明書か領収書が必要 ※昨年10月~12月に初めて納付した人の控除証明書は2月

■介護保険料【介護保険課 216-1277~1280】

- には、平成23年分の の源泉徴収票」が年金保険者から今月下旬に郵送され、口座振替で納めている人 には「口座振替・自動払込済のお知らせ」を今月中旬に郵送します
- ◇介護保険サービスの自己負担額やおむつ代は、医療費控除の対象になるときがあ ります

■後期高齢者医療保険料【高齢者福祉課 216-1268】

- ◇特別徴収(年金からのお支払い)で納めている人には、平成23年分の「公的年金等 の源泉徴収票」が年金保険者から今月下旬に郵送されます
- ◇口座振替で納めている人には、「口座振替・自動払込済のお知らせ」を今月下旬 に郵送します ※本人以外の名義の口座から振り替えているときは、その名義人 に社会保険料控除が適用されます
- ◇紛失などで書類がないときは、介護保険課や高齢者福祉課、各支所窓口で 納付確認書を発行します。国民年金は上記の控除証明書専用ダイヤルか北 **年金事務所225-5121**に連絡してくだささい

E メー ξ ο

, 8

sei2@city.kagoshima Ģ

g 216 1 イ 3 ル FAX 216

平 - 成24り

度 ま 住 す 民税の

確定申告 U 市·県民税 申告